



を求めて

関西大社会安全学部
の試み

近年、企業にコンプライアンス体制の確立を求める法が急速に整備されている。これらの法は、企業グループを対象としたコンプライアンス体制を求めていること、また適法か違法かの判断が難しい「グレーゾーン」の広い概念が多用されていることなどに特徴がある。

また、内部告発による違法行為の摘発と、訴訟による追及を促しており、法の牽制（けんせい）機能の主役が公的機関から私人に移った観がある。

企業法学の視点から、企業を取り巻くこのような法の変化を俯瞰（ふかん）すると、現在は社会システムの転換期であるといえる。ところが現在、企業はこのような法の変化に十分対応できていない。

その結果、企業は自浄、自己牽制の機能不全に陥っており、これが近年の企業不祥事多発の一因になっていると思われる。

企業はこのような社会システムの変化に対応し、次のようなことを行う必要がある。

第1は、企業グループの親会社によるグループ全体のガバナンス（統治）の仕組みの構築である。これは、会社法の施行により、子会社の不祥事に関し、親会社の取締役が任務懈怠（けたい）責任を負う可能性が生じたためである。

高野一彦教授（企業法学）



たかの・かずひこ 昭和37年生まれ。中央大大学院法学研究科博士課程修了、博士（法学、中央大学）。専門は企業法学。実務と兼務し、平成21年から名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授。来年4月、社会安全学部・大学院社会安全研究科准教授に就任予定。

内部統制の専門家育成を

第2は、法の「グレーゾーン」に独自のコンプライアンスルールを定立し、これを企業グループに横断的に適用し、順守させる仕組みの構築である。

これらは本来、経営者の義務である。しかし実際には、経営者は経営のプロであり、企業法学の分野は専門外である。そのため「内部統制部」、「コンプライアンス部」、「社会的責任（CSR）部」などの名称の専門部署に起案を任せ、これを取締役会で決議しているのが現実である。

これら専門部署のスタッフは、企業法学の知識はもとより、企業倫理学、社会的責任論などの学際分野にいたるまで、その専門知識を有していなければ務まらない。民間企業において、このような高度な専門知識を持った人材の需要は極めて強く、その育成は急務である。